

静岡県公安委員会規則第3号

静岡県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月5日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

静岡県警察署協議会に関する規則の一部を改正する規則

(静岡県警察署協議会に関する規則の一部改正)

第1条 静岡県警察署協議会に関する規則（平成13年静岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表		別表	
警察署協議会	委員の定数	警察署協議会	委員の定数
(略)		(略)	
浜松中央警察署協議会	<u>13人</u>	浜松中央警察署協議会	<u>15人</u>
(略)		(略)	
細江警察署協議会	<u>9人</u>	細江警察署協議会	<u>8人</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 静岡県警察署協議会に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表		別表	
警察署協議会	委員の定数	警察署協議会	委員の定数
(略)		(略)	
浜松中央警察署協議会	<u>15人</u>	浜松中央警察署協議会	<u>14人</u>
(略)		(略)	
細江警察署協議会	<u>8人</u>	細江警察署協議会	<u>7人</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和7年6月1日から施行する。